

岐阜県公報

号外 (一) 令和三年六月十七日

目
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第二百七十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年六月十七日

岐阜県知事 古 田 筆

一 知事指定薬物の名称

- 1 N {-} [I] ヒドロキシ [-] (チオフェン [-] イル) エチル] ピペリジン 四 イル] N フニルプロパンアミド及びその塩類（通称 Hydroxythiophentanone）
- 2 メチル= [-] [-] (四 フルオロブチル) -H インドール 三 カルボキサミド] 三・三 ジメチルブタノアート及びその塩類（通称四F MDMB ICA、四F MDMB BUTICA）

二 指定の理由

- 条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
- 指定の効力が発生する日
令和三年六月十八日

令和三年六月十七日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社